# 大阪市青少年問題協議会議事録

日時

令和元年10月17日(木)10:00~12:00

場所

大阪市役所 5階 特別会議室

出席者

(委員)

新崎委員・一村委員・門松委員・葛西委員・倉光委員・高安委員・中橋委員・中山委員・西村委員・富士原委員・藤吉委員・古川委員・前田委員・宮本委員・ 矢野委員

(本市)

佐藤こども青少年局長

稲木こども青少年局理事兼こどもの貧困対策室長

平田こども青少年局企画部長

椿谷こども青少年局企画部青少年課長

九之池こども青少年局企画部放課後事業担当課長

楯川こども青少年局企画部こどもの貧困対策推進担当課長

尾瀬こども相談センター相談支援担当課長

山口生野区長

石神こころの健康センター保健主幹

伊藤福祉局生活福祉部生活困窮者支援課長

山本教育委員会事務局指導部首席指導主事

伊村阿倍野区役所市民協働課教育支援担当課長代理兼教育委員会事務局教務部教育政策課阿倍野区教育担当課長代理

# 一開会一

# 事務局

それでは、定刻になりましたので、ただ今から、大阪市青少年問題協議会を開催させていただきます。

委員の皆様方には、公私何かとお忙しい中、ご出席賜り誠にありがとうございます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、こども青少年局企画部青少年課 長代理の合田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本協議会は、大阪市の「審議会等の設置及び運営に関する指針」に基づき、公開とさせていただいておりますが、午後2時に傍聴受付を締め切りましたところ、 傍聴希望者はおられませんでした。

なお、本日の会議内容につきましては、後日、大阪市のホームページに議事録 などを掲載させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、本日ご出席いただいております委員の皆様をご紹介させていただきます。 お手元にお配りしている資料の中に、参考資料1といたしまして委員名簿を添 付させていただいていますので、そちらもご参照いただければと存じます。

それでは、五十音順にご紹介させていただきます。

大阪教育大学教授の新崎国広様でございます。

関西福祉科学大学准教授の一村小百合様でございます。

弁護士の門松真由様でございます。

立教大学コミュニティ福祉学部日本学術振興会RPD研究員の葛西リサ様でござい

ます。

大阪府警察本部生活安全部少年課少年育成室長の高安勢太郎様でございます。

大阪更生保護女性連盟副会長の中橋久子様でございます。

大阪市子ども会育成連合協議会会長の中山良明様でございます。

大阪市社会福祉協議会副会長の倉光愼二様でございます。

大阪家庭裁判所首席家庭裁判所調査官の西村直満様でございます。

大阪市青少年福祉委員連絡協議会会長の冨士原純一様でございます。

大阪市保護司会連絡協議会会長の藤吉玄禮様でございます。

大阪保護観察所長の古川芳昭様でございます。

大阪市会議員の前田和彦様でございます。

大阪市PTA協議会会長の宮本隆司様でございます。

大阪府医師会理事の矢野隆子様でございます。

なお、大阪市民生委員児童委員協議会副会長の岩上昭信様、大阪市地域女性団体協議会書記の佐々木邦子様、大阪市地域振興会副会長の寺田守様、大阪労働局職業安定課長の吉田豊様におかれましては、本日ご欠席との連絡をいただいております。

続きまして、本市の出席者を紹介させていただきます。まず、こども青少年局長の 佐藤でございます。

### 佐藤局長

佐藤でございます。本日はよろしくお願いいたします。

### 事務局

こども青少年局理事兼こどもの貧困対策推進室長の稲木でございます。

# 稲木理事

稲木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

### 事務局

こども青少年局企画部長の平田でございます。

# 平田部長

平田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

### 事務局

区長会議を代表いたしまして、生野区長の山口でございます。

# 山口区長

山口です。よろしくお願いいたします。

# 事務局

本日は、その他関係部署からも出席しておりますが、時間の関係もございますので、 一人ずつのご紹介を割愛させていただきます。手元に配付しております座席表をご参 照いただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、こども青少年局長の佐藤よりひと言ご挨拶を申し あげます。

### 佐藤局長

皆様、改めましておはようございます。本日は大変お忙しい中、大阪市役所までお 越しいただきまして、大阪市青少年問題協議会にご参加いただきまして、誠にありが とうございます。委員の皆様方におかれましては、日ごろから大阪市の青少年行政に対しますご協力とご理解を賜りまして、この場を借りまして、厚くお礼を申しあげます。青少年問題ということでございますけれども、少子高齢化が進みまして、こども青少年を取り巻く社会課題と申しますか、社会状況は非常に複雑化している中で、ますます青少年をどうやって健全に育成していくかということにつきましては、我々に課された任務といいますか重大な責務であると、このように思っております。

本日開催の青少年問題協議会ですけれども、議事もありますが、協議会においてこれまで議論をいただいておりました内容も踏まえまして、現在本市にて取り組んでおりますこども青少年関連事業の現状について、市長も非常に力を入れております。市長をトップとしたこどもの貧困対策推進会議、これについても進めておりますが、そちらで計画を策定しておりますので、こどもの貧困対策事業につきましてもご報告、ご説明をさせていただきたいと思います。それとこの協議会でいただいたご意見を参考にいたしまして、地域における青少年の居場所づくり事業ということで、有識者の派遣事業も進めてまいりましたが、このあたりも実績と現在の状況についてもご報告させていただきながら、今後の進め方につきましてもご相談申しあげたいと思っております。

それと、もう既に新聞での報道も済んでおりますので、皆さんもご存知のことかと思いますけれども、民法の改正がございまして、令和4年4月から成年年齢が18歳に引き下げられるということで、大きな変化を伴う事態が目の前まで迫っているということでございます。これに伴いまして、本市としても現在実施しております成人の日の行事なんですけれども、どのようにしていくべきかと、その法改正の趣旨とあるいは現場の色んな状況なんかも踏まえながら、どうしていくかというところで、大阪市の内部でも議論は進めているんですけれども、ぜひ先生方のご意見を賜っていただきたいという声もありましたので、ぜひご意見いただきたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

結びになりますけれども、ここにおられる委員の皆様方は青少年問題に正面から真 撃に日ごろ取り組んでおられて、ご尽力されておられる皆様方ですので、その立場立 場で色々とお感じになっておられること、それから最近の問題と思っておられること なんかもたくさんあることだと思いますので、ぜひこういう場ですので、これだけの メンバーが集まることはなかなかないということで私も認識しております。ぜひ忌憚 のないご意見をいただくことで、この場を有効なものにしていきたいと思いますので、 どうぞ最後までご協力よろしくお願いいたします。

### 事務局

それでは続きまして、本日お配りしている資料を確認させていただきたいと思いま す。まず1枚目、大阪市青少年問題協議会開催次第となっているもので、レジュメと なっております。それから資料1-1、こども青少年にかかる課題に対する大阪市の 施策事業一覧(項目別)のものでございます。その裏面に資料1-2といたしまして、 こども青少年にかかる課題に対する大阪市の施策事業一覧(所属別)のものでござい ます。資料2、区におけるこども青少年問題に関する議論の場状況一覧、資料3、各 区青少年指導員要綱一覧、資料4、大阪市青少年指導員・青少年福祉委員の委嘱状況 等、令和元年8月1日現在のものでございます。資料5といたしまして、大阪市こど もの貧困対策事業についての資料となってございます。資料6、地域における青少年 の居場所づくり事業に資する有識者派遣事業の資料でございます。資料7、こどもの 居場所づくり事業にかかる大阪市の施策・事業一覧、資料8、成年年齢引き下げに伴 う成人式の対象年齢について、資料8-1といたしまして、成人の日について、資料 8-2、令和元年度各区成人の日記念のつどい実施予定一覧、資料8-3、成年年齢 引き下げ後の成人式の実施に関する調査結果、資料8-4、成人式に関する各種アン ケート調査結果。続きまして、その後ろ、参考資料となります。参考資料1、大阪市 青少年問題協議会委員名簿、参考資料2-1、地方青少年問題協議会法、参考資料2

-2、大阪市青少年問題協議会条例、その裏が参考資料2-3となっておりまして、 大阪市青少年問題協議会条例施行規則となっております。最後に別冊でお配りさせて いただいてます冊子、青い冊子ですけれども、大阪市こどもの貧困対策推進計画の概 要版でございます。本日の資料は以上となりますが、不足しているもの等はございま せんでしょうか。

それでは、続きまして、本日の委員の皆様方の出席状況を報告させていただきます。 委員20名のうち、本日ご出席いただいている委員は15名です。半数以上のご出席 をいただいておりますので、大阪市青少年問題協議会条例第6条第2項に規定してお ります開催要件を満たしております。本協議会が有効に成立していますことをご報告 申しあげます。

それでは、これより議事に移らせていただきますが、まず初めに、会長の選出をいただきたいと存じます。会長の選出につきましては、大阪市青少年問題協議会条例第3条第1項によりますと、会長は委員の互選により定めるとなっております。どなたかいらっしゃいますでしょうか。

いらっしゃらないようでしたら、事務局のほうから腹案を申し上げ、皆様方の互選 をいただきたいと存じますがよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、事務局から腹案を申しあげさせていただきます。 大阪教育大学教授の新崎委員にお願いしたいと存じますが、皆様いかがでしょうか。

(拍手あり)

### 事務局

ありがとうございます。委員の皆様のご承認をいただきましたので、新崎委員に会 長をお願いしたいと存じます。まず、先生、お手数ですけれども、会長席のほうへお 移りいただけますでしょうか。

それでは、これより、以降の進行につきましては新崎会長にお願いしたいと思いま

す。どうぞよろしくお願いいたします。

### 新崎会長

ご承認ありがとうございました。今、ご紹介いただきました大阪教育大学の新崎と申します。もともとは肢体不自由児施設、障がいのあるこどもたちの施設でソーシャルワーカーを経験し、今、ソーシャルワークと福祉教育というのを専門に研究と実践をさせていただいています。今日は本当に事務局の方もお話しされましたように、多岐にわたるご専門の方々、ご活躍されている皆様方がお集まりいただきましたので、今回幅広い議事の内容、協議内容がありますので、ぜひそれぞれの立場でお話し、ご議論いただければというふうに思います。皆さんのご協力で円滑な議事進行を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日新たに委員となられ、初めて、本協議会に出席される方もおられますので、審議に先立ちまして、大阪市青少年問題協議会の設置の目的や審議の経過を事務局のほうからご説明いただきたいと思います。それでは、よろしくお願いいたします。

#### 事務局

こども青少年局企画部青少年課長の椿谷でございます。どうぞよろしくお願いします。

私のほうからは、この青少年問題協議会につきましての設置経緯や最近の審議状況 につきまして、簡単にご説明をさせていただきます。失礼でございますが、着席して 説明をさせていただきます。

本協議会でございますけれども、地方青少年問題協議会法という法律に基づきまして、本市の条例、大阪市青少年問題協議会条例がつくられておりまして、それに基づいて設置をされているものでございます。お手元資料の37ページ以降に法令等の条

文をつけさせていただいております。37ページ、参考資料2-1に載ってございま す。この地方青少年問題協議会法ですけれども、昭和28年7月に制定された法律で ございまして、青少年の総合的施策についての重要事項を調査審議すること、また青 少年に関する総合的施策の適切な実施に必要な関係行政機関相互の連絡調整を図るこ となどを所掌事務といたしまして、都道府県及び市区町村に置くことができることと なっております。その法律に基づきまして、条例があります。参考資料の41ページ、 2-2、条例をつけております。これにつきましては昭和28年12月にこの条例が 制定されまして、本協議会が設置されたということになっております。平成26年度 におきまして、地方分権の流れがございまして、地方青少年問題協議会法が改正され ました。それまでは会長につきましては、市長をもってあてると規定されておりまし たが、それが廃止されまして、それを受けて本市条例におきまして、会長については 委員の互選とするという内容に改正がされ現在に至っておるところでございます。本 協議会の構成でございますけれども、41ページの資料2-2をご覧いただきたいと 思います。条例により、委員は20名以内となっておりまして、施行規則で定数を 20名と定めております。また、条例により、委員の任期を2年といたしまして、構 成といたしまして、市会議員、関係行政機関の職員、学識経験者、それから本市にお きましては、地域で青少年の健全育成に携わっておられる各団体の方々に委員を委嘱 させていただきまして、本市の青少年の問題に関してご審議をいただくということで 取り組んでいるところでございます。なお、現行委員の皆様の任期につきましては、 来年の令和2年6月30日までとなっております。

これまでの主な審議内容でございますけれども、大きくは青少年指導員、それから 青少年福祉委員制度に関する事項がございます。第1回の協議会におきまして、当時、 戦後の混乱期でございまして、青少年健全育成の必要性というのが協議会のほうで審 議されまして、昭和29年1月に青少年指導員、それから青少年福祉委員の制度が定 められたものでございます。そして、昭和29年の7月に初めて、960名の青少年 指導員がこの青少年問題協議会の会長、当時の市長から委嘱されたのがこの制度の始まりになっております。その後は、平成24年度に、この青少年問題協議会におきまして、青少年指導員や青少年福祉委員の委嘱の方法ですとか、定数などにつきまして、区の実情に応じた制度となるようにということで問題提起が出されました。それを受けまして、市会ですとか区長会等での議論を経まして、平成26年度の委嘱分から現在の区長が選考決定をいたしまして、行政の長である市長が委嘱するというふうに制度が改められたところでございます。最近の審議内容といたしましては、平成27年度の審議会で議論されたものでございますけれども、地域における青少年の居場所づくりの必要性について、この協議会のご審議をいただきまして、それを受けまして有識者派遣事業というものを立ち上げて、3年間事業を進めてきたものでございます。この実施状況につきまして、また後ほどご報告させていただく予定にしておりますので、どうぞよろしくお願い申しあげます。

#### 新崎会長

はい、ありがとうございます。今までの設立経緯から経過をお話しいただきまして、 ありがとうございました。

続きまして、大阪府警本部生活安全部少年課少年育成室長で、本協議会の委員でも ある高安委員から、大阪の非行少年の現状について、ご報告いただきたいと思います。 高安委員よろしくお願いいたします。

### 高安委員

ただいまご紹介いただきました大阪府警本部の高安でございます。座ったまま失礼 いたします。

まずは、大阪市青少年問題協議会の皆様方におかれましては、平素から少年非行防 止活動をはじめ、警察行政の各般にわたりまして、深いご理解とご協力をいただき、 この場をお借りいたしまして、厚くお礼を申しあげます。

それでは、挨拶の時間をいただきましたので、大阪府下におきます少年非行情勢に ついて、お話をさせていただきます。

昨年、大阪府下で窃盗や暴行などで検挙補導された少年は2,804人で、一昨年 に比べますと334人、約11%減少、本年8月末現在の検挙補導人員も1,629 人で、前年の同じ時期と比べまして、235人、約13%減少しております。大阪市 内で見ますと、昨年検挙補導された少年は819人で、一昨年に比べますと241人 約23%減少し、府下平均より約10ポイント下回っている現状でございます。少年 の検挙補導人員のピークにつきましては、昭和56年の約2万3,000人で、それ 以降年々減少傾向にあります。減少要因の一つとして考えられますのは、ひったくり やオートバイなどの街頭犯罪、これが大きく減少しています。また初発型非行といわ れます万引き、自転車盗という犯罪につきましても大きく減少しているということで あります。しかしながら、全体の数が減少する中で、大阪の少年非行の問題点といい ますか特徴というのが2つあります。まず、1つ目が非行の中心が中学生であるとい うことでございます。検挙補導された少年のうち、約31%が中学生であります。全 国平均を約11ポイント大きく上回っております。2つ目は、一度非行に走った少年 が再び非行をする、いわゆる再非行率であります。昨年の場合、大阪は約39%の再 非行率であります。これも全国平均を約10ポイント上回っている状態なんです。非 行の中心が中学生、そして再非行率が高いという特徴であります。またそして、近年 では高齢者をだます卑劣な特殊詐欺に加担する少年、大麻に手を出して検挙される少 年、これも後を絶ちません。また、少年が被害に合う事案につきましても、SNS等 に起因する児童買春や児童ポルノの被害等も増加傾向にありまして、少年を取り巻く 環境は依然として厳しい現状にあります。このような情勢を踏まえまして、府警とい たしましては、府下10カ所に設置しております少年サポートセンター、ここを非行 防止活動のキーステーションとして、街頭補導活動、さらには非行防止教室、そして

非行に走った少年、また走る恐れのある少年を対象とした継続的な指導、例えば学習支援、スポーツ教室などで非行防止から立ち直り支援まで総合的な活動、これを今現在推進しているところです。また、各少年サポートセンターには、少年育成の専門職として、公認心理士等の資格を持つ職員を配置いたしまして、少年や保護者に対して心理テストなどを実施し、問題行動の原因、これを科学的に調査・分析して、個々の少年の性格、特性に合った指導法というのを取り入れております。非行に陥る少年の多くは、周囲の大人や環境に左右され、弱い立場の少年もいる。これらの少年に対する支援活動は警察の取り組みだけでは不十分で、本日ここにお集まりの皆様方と連携・協力しながら進めていくことが必要であると。どうか今後とも大阪の将来を担う少年たちの、明るく健やかな成長に向けて、引き続きお力添えをいただきますようよろしくお願いいたします。結びに本日ご参加いただいた方々のますますのご健勝とご多幸を祈念いたしまして私からの報告とさせていただきます、よろしくお願いいたします。

## 新崎会長

はい、ありがとうございました。

それでは、議事に移っていきたいと思いますけれども、まず初めに、こども青少年にかかわる課題に対する大阪市の施策事業についてですが、項目別、所属別に取りまとめていただいておりますので、事務局のほうから説明をお願いいたします。また、区におけるこどもの青少年問題の議論の場の状況についても取りまとめていただいておりますので、あわせて事務局からご報告をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

### 事務局

それでは、資料の説明をさせていただきます。1ページ、資料1-1をご覧いただ

きたいと思います。こども青少年にかかる課題に対する大阪市の施策事業一覧ということでございまして、これまでの青少年問題協議会の議論を踏まえまして、施策を左側にありますように4つのカテゴリーに分類をいたしまして、取りまとめたものでございます。これは全ての事業を網羅しているというわけではございませんが、予算規模や事業規模などの大きいものから順に抜粋をした資料になっております。

まず1番目の項目、地域におけるサポート連携でございますけれども、これにつきましては、青少年指導員、青少年福祉委員の活動にかかる経費、こども会活動の推進、また子ども・子育てプラザ、民生委員、児童委員にかかる経費などがございます。予算といたしましては、令和元年度17億3,587万3,000円となっておりまして、前年度より約3,200万円の増となっております。

続きまして、2番目の項目、こどもの居場所づくりでございます。これにつきましては、児童いきいき放課後事業のほか、各区で取り組んでおりますこどもの居場所づくりに関する事業、また課外学習支援に関する事業などがございます。令和元年、本年度につきましては、51億1,679万2,000円ということで約8,100万円の増となっております。お手元の資料には西成区の事業でありますとか、浪速区の事業を記載させていただいておりますけれども、それ以外の区におきましても、こどもの居場所づくりに関する事業や課外学習支援などの各種事業が実施をされております。後ほど、議事3のほうで報告をさせていただきたいと存じます。

次に3番目、子育で支援、親支援でございます。この項目につきましては、その多くを法令等に基づく給付事業が占めておるところでございます。本市の独自事業といたしましては、塾代助成事業などがございます。今年度につきましては、1,676億3,884万円となっておりまして、約17億9,700万円の増になっております。法令に基づく給付が多くございますので、かなり金額的には大きいものになっております。

次に4番目、こども・青少年の自立支援でございますけれども、スクールカウンセ

ラー事業、また生活困窮者自立支援のこども自立アシスト事業や若者自立支援事業などがございまして、今年度、8億8,333万3,000円の計上をいたしております。

最後に5番目、その他でございますけれども、こども文化センター等の施設運営経費ですとか、成人の日記念のつどいなどの経費を計上いたしておりまして、予算としては、6億2,622万5,000円というふうになっております。

全ての項目の合計といたしまして、今年度予算約1,760億円で前年度に比べま して約8億2,000万円の増となっているところでございます。

続きまして、次のページ、資料1-2でございますが、これは先ほどの事業を所属別に振り分けたものでございます。所属によりまして、予算額の増減はございますけれども、それぞれ特色ある取り組みが展開をされているわけでございます。主な施策・事業欄には各所属で実施されております事業の予算規模が大きい上位3事業の記載をしております。各区の事業の中では、こどもの学習支援にかかる事業などが多く見られるということでございます。

続きまして、3ページでございます。資料2ということでお示しさせていただいておりますが、区におけます青少年問題に関する議論の場状況一覧でございます。各区で青少年に係る課題につきまして、議論をする場が設置されていますけれども、青少年育成推進会議でありますとか、また区政会議、部会などにおきまして、青少年にかかる課題について議論が行われているということでございます。

続きまして、資料3につきましてご説明させていただきたいと存じます。青少年指導員、青少年福祉委員制度につきましては、設置経過につきましては、先ほどご説明をさせていただいたところでございますけれども、各区別の青少年指導員、それから青少年福祉委員の要綱の一覧をつけさせていただいております。そこで定数、それから年齢要件、委嘱業務を各区それぞれ定めていただいているところでございます。この青少年指導員、青少年福祉委員につきましては、活動としましては、夜間の巡視も

含めました青少年の見守りとか、青少年を有害環境から守るための取り組み、またスポーツや文化を通じた青少年の健全育成の取り組みなどを日常的に進めていただいているところでございます。ご説明させていただいたように、平成26年度の制度改正によりまして、現在は本協議会会長の委嘱ではなくて、行政の長であります市長の委嘱ということになっておりまして、定数、年齢、委嘱業務の内容や、活動交付金などにつきまして、より住民に身近な行政体であります区が地域事情に応じて決めることができるように仕組みが見直されたところでございまして、この一覧にございますように、区によってそれぞれの地域事情に応じた形で要綱を定めて活動いただいているというところでございます。

続きまして、11ページの資料の4でございます。これにつきましては、青少年指導員、青少年福祉委員の男女別、年齢別の人数をつけさせていただいております。本市の青少年指導員につきましては、定年制を敷いておりますので、多くが40歳代ということで、他都市に比べて、若い方が多いというような状況がございます。この青少年指導員、青少年福祉委員の任期は2年となっておりまして、今年が2年目に当たっておりますので、年度内に改選の手続を行いまして、来年度から新たに任期が始まるということになっております。現在各区のほうで、地域の実情などを勘案しながら、改選に向けた準備が進められております。

続きまして、こどもの貧困対策事業について、続けてご説明させていただきます。

#### 事務局

こどもの貧困対策推進担当の楯川でございます。よろしくお願いいたします。説明 させていただきます。

まず、お手元の別冊の水色の「大阪市こどもの貧困対策推進計画概要版」をご覧いただきたいんですけども、2ページですが、平成28年度にこどもの貧困に関する実態調査を実施いたしまして、結果から、経済状況はこどもの生活ですとか学習に影響

を及ぼしていることや、ひとり親、若年出産世帯の生活が厳しいことなどが明らかに なっております。また、いわゆる相対的困窮度の高い世帯はですね、子育て、教育、 福祉、就労など複合的な課題を抱えているということもわかりました。そこで平成 30年、大阪市こどもの貧困対策基本計画を策定いたしまして、4ページ、5ページ ですが、基本的な考え方をもとに、関係部局ですとか区役所で、こどもの貧困対策と して重点的に事業を行っております。資料に戻っていただいて、資料5、13ページ を見ていただきたいんですけども、今申しあげました計画に位置づけて、重点的に実 施してまいりました事業のひとつとして、こどもサポートネット事業がございます。 事業の試行につきましては、これまでは課題を抱える世帯の支援というのは、左側の 学校は教育的な視点から、右側の区役所は福祉的な視点から行ってまいりましたが、 こどもに一番長く接する学校での気づきを支援につなぐ仕組みというのを作りました。 左側の学校での状況や家庭状況、健康状態などを点数化するスクリーニングシートを、 学校で教員が作りまして、課題がある児童生徒を発見しまして、学校長や区役所が同 じテーブルについて支援策を立てて、例えばアウトリーチによって、一番下にありま す地域支援ですね、地域からの支援を含めて支援につないでいく仕組みにしておりま す。そのために、左下の表にありますように、推進員ですとか、専門のスクールソー シャルワーカーなどを配置しまして、昨年度より7区でモデル実施を行っております。 めくっていただいて、14ページ、これは30年度から実施しておりまして、30年 度1年間のモデル実施の結果なんですけども、左から3列目、ケース数と書いており ますが、1、993件、全児童生徒の4.5%に当たります。1、993件のうち支 援を利用した数が1,400人おりまして、70%で、その右側を見ていただいて、 効果のところに解決・好転というのがありますけれども、合わせて345人となって おります。数字だけ見ていただいてもなかなかぴんとこないところもあると思います ので、具体的にどんな事例があったかをご説明したいと思います。例えば生保の母子 家庭で、母親が外国籍で、病気で療養中のため就労もなかなかできない、こどもは学

校を休みがちというような世帯を区の学習支援につないで、学習意欲の向上を図っていくということですとか、あるいは小1の児童がいる父子世帯で、どうしてもその小学校1年生の子が一人で過ごす時間が多くございますので、ひとり親をサポートする支援がいろいろございますので、そういう支援につなげ、一人で過ごすリスクを低減したりですとか、父子世帯で学校からの支援は全て今まで拒否をしてきましたけども、こどもサポート推進員が区役所から行きますと納得されて、今では区で面談できるような関係になったということです。

続いて、15ページですが、モデル実施の効果としましては、学校と区役所が合同でアセスメントして、連携強化による効果的な支援ということで、こどもや家庭の情報共有が可能になりまして、状況に応じた支援につなげることが可能になりました。2番目が寄り添い型支援ということで、推進員がアウトリーチで福祉手続、先ほど申しあげたような手続や申請を支援することで支援を確実に届けることが可能になりました。3番目としましては、スクリーニングシートによって、学校での生活ですとか状況を点数化してつけるんですけども、教員が児童生徒の状況を把握でき、共有することも容易になったということで、一番下に白抜き字でありますように、業務が多忙だという学校現場で、教職員の負担低減につながる効果もあると考えております。来年度からはモデル実施から24区で実施予定になっております。福祉の専門家の間ではスクリーニングシートによって、教師がこどもへの理解が深まって、こどもの課題が明確になって深刻になる前に早期に発見したり、予防の効果があるとのご意見をいただいております。

めくっていただいて16ページ、課題につきましては、まだ始まったばかりなので、制度の取り組みにおいてさらに相互理解を深めるということと、先ほど申しあげたアウトリーチが困難な保護者が必ずおられるので、そういった方々にアプローチしていくことですとか、課題を抱える児童生徒を取りあげる基準や対話の平準化、地域資源との連携となっております。モデル区の実績を収集しながら、こうした課題の対応方

法を検討してまいりたいと考えております。

次に、17ページのこども支援ネットワーク事業も合わせてやっておりまして、こ ども食堂、これはこどもの居場所づくりを促進したり、運営を支えるための事業でご ざいます。こども食堂や居場所は家庭的な環境の食事ですとかこども同士や多様な大 人との交流、あるいは学習支援など、子育て世帯にとって重要な役割を果たしており ますが、設立や運営は地域や市民の方々の自主的な自発的な取り組みに委ねられてい るものが大きくなっておりまして、継続的な実施のためのサポートというのが必要と なっていると考えております。その中で、居場所を社会全体で支える仕組みにつきま して、企業などからの支援の申し出をこども食堂をはじめとしたこどもの居場所につ なげるなど、民間の自主的な取組を支援する支援ネットワークを昨年度に立ち上げて おります。企業からの支援は、食材や衛生用品などの物資のほかに、職業体験などの 体験活動がございます。それらとこどもの居場所をマッチングしたり、シンポジウム や研修会などを開催しまして、安全衛生など運営に関する情報交換などを行っており ます。実績については、下の点線のところに記載しております。今回、昨年度末の段 階で、加入団体が88団体ということになっておりまして、本年度になってさらに増 えておりまして、9月末で115団体加入いただいております。このような状況のこ どもの居場所に対して、ネットワーク加入を促しながら、企業からの支援につなげ、 情報発信、交換を行ってまいりたいと考えております。

説明については以上です。

### 新崎会長

はい、ありがとうございます。

1から5までの資料につきまして、今、大阪市で取り組んでおられる実績や事業を ご報告いただきました。皆様それぞれの視点でご意見やご質問がありましたらお受け したいと思いますけれども、ご意見ご質問ございますでしょうか。 では、矢野委員、よろしくお願いいたします。

# 矢野委員

大阪府医師会の矢野でございます。

私のクリニックで2年前にこどもの居場所づくりを兼ねまして、みんなの食堂とい うのをさせていただいたんですが、実際来たのはお年寄りと、あまりこども食堂が必 要でないこどもさんだったんです。それで結局、問題は何かと考えましたら、本当に 必要なこどもさんというのは、昼夜逆転してまして、なかなか夕方までに出て来られ ない。その裏にはゲーム依存とかそういうものがございまして、ゲーム依存はこども だけではなくて、親のゲーム依存もありまして、うちの患者さんでは母親がゲーム依 存で昼夜逆転で、もちろん育児放棄され、おばあちゃんが育てていて、こどもさんも 保育所へ行っており、今のところ生活は大体できるんですけど、母親が、ゲーム依存 プラス課金をされますので借金があるわけですね。ゲームって課金したらどんどん楽 しくなるから。ゲーム依存を断つ合宿があるから行ってはどうかというふうに言いま しても、拒否なんですね。それと精神科にもかかっておられますが、精神科に行くの も拒否で、抗うつ剤がいろいろ出されてましてもどれも大した薬効がなく、本当に日 常生活を立て直す以外に方法がないんですね。こういう崩壊家庭がどんどん増えてい るような気がします。それとこどものゲーム依存ですけれども、最近、成長曲線から 外れたこどもさんが連れて来られまして、肥満は余りないんですが、極端なやせ低身 長の子が結構来られまして、それも聞いたらゲーム依存なんです。寝ないんですね、 ゲームしてて。ごはんも1日1食かやっと2食しか食べないと本人が言ってまして、 寝食忘れてゲームに没頭しているということで、身長も伸びない、体重も減ってる、 学校は何とか行ったり行かなかったり、そういうこどもさんがすごく多いので、せっ かく生まれてきた大切なこどもをこれ以上、ひきこもりに不登校、そして結局居場所 も見つけられないようなこどもが増えていっては困りますので、ぜひ大阪市でこのゲ ーム依存のことは大人の依存もこどもの依存も含めまして、何か考えていただきたい と思います。

### 新崎会長

はい、ありがとうございます。本当に先ほど事務局もお話ありましたように、時代の背景によって、問題とか課題というのが大きく変わってくるというところの中で、今までSNSの問題とかゲーム依存という問題はあまり議論はされてこられなかったのかもしれないですけども、そういった部分もしっかりとこの議論の中に入れていったらどうかというご意見だったと思います。ありがとうございます。

ほかに何かご意見とかご質問とかありますでしょうか。

はい、では前田委員、よろしくお願いいたします。

### 前田委員

教育こども委員長の前田でございます。

令和2年度からこどもサポートネットモデル7区を、24区に広げていくという方向性なんですが、今回このモデル実施をした先ほどのケース数でいきましたら14ページにありますとおり、合計で1,993のケースに対して、最終的に効果が解決あるいは好転に結びついたというのが、193件と152件足しまして約350件程度ということになろうかと思うんですけれども、各区の件数を見てみますと大正区が突出して、1,051件ということで、これについては恐らく何かそのケース数を数える手法あるいはそもそも事例を提出するのが他の区ともしかしたら違うのかもしれませんけれども、およそこのケース数でいうと、この半数以上を占めるいうところについて、事務局にお聞きをしたいということと、実際この1年間を通じてモデル実施をしたことでですね、この345件というのは解決・好転したということですけれども、それが実際、この数字自体が少ないと見るのか、それとも多いと見るのか、あるいは

今後の方針にどうつなげていくのかということについて、事務局にお聞きをしたいと いうふうに思います。

# 新崎会長

はい、どうもありがとうございます。その点につきましていかがでしょうか。事務 局の方、どなたか。

### 事務局

今、ご指摘いただいた件につきましては、もともとこどもサポートネットというの は、各区長のマネジメントのもとに実施しておりまして、それで区によっていろいろ バリエーションがございます。このスクリーニング会議Ⅱというのは、もともと、こ どもサポートネットの支援の見立てをする会議なんですけれど、大正区におきまして は、スクリーニング会議Ⅱを要保護児童対策地域協議会の部会に位置づけておりまし て、そこで上がってきたこどもの数イコールスクリーニング会議に上がってきた数に なっておりまして、件数が他の区に比べて多かったというのがあります。他の区につ きましては、スクリーニング会議Ⅰで、学校で点数をつけて、それを抽出してスクリ ーニング会議Ⅱへと上げるんですけども、大正区においては、要保護児童対策地域協 議会に上がってきた件数1,051件イコールとスクリーニング会議Ⅱの件数という ことになっています。もう1点、解決・好転の数なんですけども、このサポートネッ トがなければこういった件数もなかったと考えておりますが、こどもの支援としてす ぐに解決・好転するようなものばっかりではないと考えておりますので、まだまだこ れから続けることによって、スクリーニングシートは、学年が変わっても、中学に上 がっても、ずっと引き継がれていくわけでありますので、こういったところは経年で 追いかけていくものかと考えております。

以上でございます。

# 新崎会長

はい、ありがとうございます。前田委員よろしいでしょうか。

# 前田委員

やっぱりその数値は、どうしても7区の他の区との比較とかをやっていくことには 当然なりますので、何らかの補注をつけるあるいはその数字の換算の仕方というのが 各区によってばらけておればですね、大阪市全体の各区の状況というのが非常に把握 しづらい部分もあるので、その辺は次の24区展開するときには整えて、ある程度実 効性が確保できるような、そういうたてつけにしていくほうがいいんじゃないかなと いうように思います。

# 新崎会長

はい、ご指摘ありがとうございます。件数が多いところが問題が多いとか、そういうふうな形の誤解を受ける場合もありますし、逆にそういった件数を積極的に取り組んでいるというふうにも見れるというふうに、その見方を、整理していくということが必要であるというご意見をいただきました。ありがとうございます。

いかがでしょうか。ほかに何か今までの点におかれまして、葛西委員、よろしくお 願いいたします。

#### 葛西委員

葛西でございます。私は、研究テーマで母子世帯の住宅問題ということをずっと扱ってまいりました。先ほど、こちらのほうの資料でデータがありましたけれども、こどもの貧困対策のところでですね、衣食住とすごく重要なテーマのように思うのですが、やはり健康であったり、こども食堂もそうですが、食の部分であったりさらに学習支援ですね、そのあたりのことについては、調査の対象にあがってくるんですが、

住まいの問題というのはどういうふうになっているのかというのがすごく疑問です。 私の調査でも、月収の大半を家賃に持っていかれる、それが貧困につながっているで あるとか、さらにはその状態というのは母子家庭になった状態で、住宅に困ってると いうことなんですが、小学校に行かれているお子さんを抱えて、その段階で離婚をし てもですね、その後行くところがないというシングルマザーの方もたくさんおられま す。そういうときにどういった居住支援ができているのか、そういうことについても お尋ねしたいなというふうに思いました。こちらのほうもサポートネットの支援で住 宅支援というところが先ほど見えました。資料5でしたが、貧困に関するスキームの ところで、①物的資源や生活に必要な資源(収入、住宅等)というふうにお書きにな られてるんですが、この住宅等というのは具体的にどういうものなのかなというふう に疑問に思いまして、そのあたりのところを教えていただけたらうれしいです。

### 新崎会長

はい、ありがとうございます。居住支援、住宅支援については、もう少し詳しくご 説明いただきたいということなんですけども、いかがでしょうか。

### 事務局

居住に関する支援としましては、ひとり親世帯向けの市営住宅の入居者募集ですとか、これは、配偶者のいない方とそのこどものみで構成している世帯に対して他の募集区分とは別に枠を設けまして、市営住宅の入居者募集をしたりもしております。同じく市営住宅ですけども、子育て世帯の入居要件の緩和、収入基準を緩和してますことですとか、子育て世帯向けの入居者募集というのも先ほどのひとり親世帯と同じように別の募集区分を設けまして募集しております。あとは多子世帯に対する当選の確率を、18歳未満のこどもがいる世帯に対して番号を2つ与えましてですね、当選確率をちょっと上げるような実施もしております。

### 新崎会長

はい、ありがとうございます。ほかにはよろしいでしょうか。

1点、新崎のほうから追加説明させていただきます。こども食堂、みんなの食堂の 点についてなんですけども、大阪市ではかかわらせていただいてないんですけど、他 市の場合、ある都市では、こども食堂というのを3つの構造で考えていこうというふ うに取り組んでいます。というのは、こども食堂というのが、一般の方から見ると、 経済的に厳しい子が行くところ、課題を抱えた人、こどもたちが行くところというふ うな認識があって、なかなかこども食堂の活用につながっていないというケースがあ るので、一つは地域ベース、こちらでいうと地活協とか自治会の方々、福祉委員の 方々がみんなの食堂というように誰でも来ていいよ、課題があるとかに限らないよと いう、一般に開放型という取り組み、それからもう一つは、今矢野委員がお話されて ましたように、貧困家庭であったり、ネグレクト傾向にあるこどもさんに対して、専 門職がしっかりかかわりながら、例えば生活保護の職員の方々と施設の職員、今施設 の社会貢献事業ということで、あいた時間とか場所を使って、課題を抱えている方に 対してしっかりと取り組んでいこうというタイプ。それから、もう一つは行政とかで はなく、NPOとかボランティアの方が自分の食堂を1週間に1回開放するという一 般型というような形で、3段構造でトライアングルで、重層的にこどもたちの居場所 を考えていこうという取り組みを展開しているところもあると思います。ですから、 矢野委員がおっしゃられたような形で本当に個別に支援を必要な方々に対しては、個 人情報保護というところがあって、なかなか進めないんですけど、そういったところ をどんなふうに展開していくかということは、後の議論の中でこどもの居場所づくり というところにもつながってくるのかなというふうに思います。

それともう1点お話しされた、受診拒否とか依存というのは、今よくセルフネグレクトとか最近ではインボランタリー・クライエントという言い方をするところもある

みたいです。つまり、主体的に助けてとか困ってるから協力してということを言わない方、言えない方、問題意識を持っていない方、そういった方をインボランタリー・クライエントという形でとらえて、先ほどお話しされてましたアウトリーチ型という形で家庭支援していこう、今大阪府で役員させていただいてるんですけども、やはりアウトリーチというふうに、積極的に支援を望まない方に対しては、専門職それから地域の方々が訪問型でサポートするというような形で問題発見する、解決というのは難しいと思いますので、そういう取り組みもあるということを追加報告としてさせていただきます。ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。

次の居場所という議題に移っていただいて、また総合的にお話させていただいてよ るしいでしょうか。

はい、それでは議事の2、地域における青少年の居場所づくり事業ということにつきまして、事務局よりご説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

## 事務局

では、19ページの資料6をご覧いただきたいと思います。

事業概要のところにもございますけれども、地域における青少年の居場所づくりにつきましては、平成27年8月のこの本協議会におきまして、青少年の育ちにおいて、地域や周辺の大人とのかかわりが希薄化をしている。居場所をつくるのであれば、公的な受け皿ではなく、地域で運営される居場所がツールとして重要であるというような議論をいただいております。それを踏まえまして、地域の人材と身近にある場所といった地域資源を活用して居場所づくりを行うことが重要であるとのご意見をいただいたところでございます。また、こども青少年局は、区と十分に意見交換や意思疎通を行いながら、区の実情に応じてサポートをする必要があるとのご指摘もいただいたところでございまして、これらのご意見を踏まえて、局からのサポートのあり方につ

きまして、各区へ照会をさせていただいたところ、専門家やコーディネーターを派遣してほしい、また有識者への相談や講演会などを地域で実施することで居場所づくりに寄与するというような意見もいただきまして、平成28年度からでございますけれども、居場所づくりにかかわって有識者を派遣するという事業を進めてきたところでございます。5名の有識者に協力をいただいたというところでございます。

裏面の資料6、20ページでございますけれども、実施状況ということになっております。平成28年度につきましては、4区、淀川、生野、天王寺、平野で本事業を活用いたしまして、講演会やワークショップの開催、また、地域の方々や関係者との意見交換会などを通じまして、青少年の居場所づくりに取り組まれたということでございます。年度末にはシンポジウムを開催いたしまして、この4区の活動報告と有識者の方々によりますパネルディスカッションを行いまして、取り組みの成果を共有する取り組みを進めたところでございます。平成29年度につきましては、浪速、港、大正の3区へ有識者を派遣いたしました。現地を見ていただきまして、専門的見地から有識者からの助言、意見交換、またワークショップ等々が開催されました。30年度につきましては、住之江、東住吉の2区へ有識者を派遣いたしまして、関係者との課題の共有ですとか意見交換、また居場所を運営されている方々からのヒアリングを行って、助言をいただいたところでございます。29年度、30年度につきましても年度末にシンポジウムを開催いたしまして、取り組みの成果から課題等の共有を図ったところでございます。

続きまして、21ページから24ページの資料7をご覧いただきたいと思います。 こちらにつきましては、こどもの居場所づくりにかかわります本市の施策・事業一 覧になっております。各区及び関係局におきまして実施されているこども、青少年に かかる事業のうちのこどもの居場所にかかる事業につきまして、抽出をして作成した 表でございまして、全体予算といたしましては、今年度51億1,680万円となっ ております。各区の事業におきましては、居場所づくりとして学習支援、課外学習支 援という事業が多く含まれておりまして、取り組みを進められているところでございます。

説明につきましては以上でございます。

### 新崎会長

はい、ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、新崎からも若干ご説明させていただいてよろしいでしょうか。

皆さん、ご案内のとおり、平成25年に子どもの貧困対策法という法律が施行されました。それ以降、かなりこどもの居場所とか貧困対策ということが具体的に取り組まれてきた、そういった中で大阪市もこのようにきめ細かい取り組みをされておられるんですけれども、教育と福祉の2点からお話しさせていただければというふうに思います。

まず、社会福祉の分野でいいますと、2017年に社会福祉法が改正されまして、その中でやはり地域生活課題という課題の中に教育という問題が加えられました。先ほどの葛西委員がおっしゃったような住居というのももちろんなんですけども、今までの福祉の概念の中から、今サポート事業で取り組んでおられるように、学校と地域の協働ということが一つのポイントになってきたというのと、もう1点、今回の社会福祉法の改正の中でいうと福祉サービスを必要とする地域住民及び世帯というファミリーサポートという概念が新しく加えられました。そして、福祉サービスを必要とする地域住民及び世帯が地域からの社会的孤立ということを解消するということについても法律の文言の中に加えられたというところが非常に重要な部分ではないかなというふうに思います。

一方、教育に目を移しますと、我田引水ですけれども、大阪教育大学も3年前から 教養学科という学科を改編し、教育協働学科、つまりこれからは学校教育、学校の先 生だけでこどもたちの教育を支援していく、教育していくことの限界というところの 中で、教育協働という発想が文科省から中央教育審議会の開かれた教育課程と地方創 生という考え方が打ち出されました。つまり、学校教育の中に地方創生、つまり地域 の高齢者の方々や住民の方々とのいわば協働により、こどもたちも地域の方々、高齢 の地域の方々もウイン・ウインの関係を作っていこうという考え方というふうにご理 解いただければと思います。そういった取り組みを中央教育審議会でやっていただい て、それが今、先ほど事務局からご報告されました資料5のサポートネット事業とい うことで、学校教育と地域福祉の協働というところにしっかりと位置づけられている のかなというふうにさせていただきました。それから、平成28年に、今ご説明いた だきましたように、全国で大規模なこどもの貧困対策の調査が行われました。それま では16、3%、6人に1人のこどもたちが相対的貧困に陥っているという状況でし たが、全国では13.9%、大阪市の場合は、いわゆる幼児さんの場合は11.8%、 学童期のお子さんの場合は15.2%のこどもたちが相対的貧困に陥っていると調査 結果の報告をしていただいたというところなんですけども、そのときの課題が潜在性、 つまり貧困というのがとてもわかりづらい、例えばスマホの保有率は相対的貧困の御 家庭と一般家庭とはほぼ変わりがないといわれるようなところ、逆にどんなところに 差があるかといいますと、先ほどお話されましたような学習塾に行くことができない とか教科書以外の本を買うことができない、クリスマスやハロウィンのようなイベン トを祝った経験がない、お誕生日を祝ってもらったことがないという文化、娯楽とい ったところへのいわば差が、一般家庭と相対的貧困の家庭の中では大きく違ってきて いる、これを剥奪指標という言い方で、こどもたちが奪われている指標として、指摘 されたというのがこのこどもの貧困対策計画の実施の原動力になったところじゃない かなというふうに思います。そういった中で、こどもたちの場合、居場所というのを サードプレイスと言ったりします。まず、ファーストプレイスが家庭、それから学童 期のこどもさんは学校、保育所・幼稚園は幼稚園、そういったセカンドプレイス、フ ァーストプレイスに参加できないこどもたち、そういったところでサードプレイス、

例えば先ほど言ったこども食堂、みんなの食堂であったり、学習支援の場であったり、 フリースクールであったり、いろいろな居場所ということがこれからどんなふうに開 発していくのかということ。居場所というのは、調べますと2000年までは空間と か物理的というイメージが強かったんですけど、やはり2000年以降、精神的な部 分がほっとできる場所、誰からも非難されないで済む場所、自分のその存在を認めて もらえる場所、自分の可能性を伸ばしてもらえる場所というような形で位置づけてい こうという居場所研究がいろいろな研究者の中で取り組まれておられるということが わかってきました。私も大阪市立の中学校で今、地域活動協議会の皆さんとNPOの 皆さんと中学の先生方が協働して、週に1回こどもの居場所というのを学校で展開し ているという形で実践され、視察に行かせていただいたりして、校長先生のお話も聞 かせていただきました。大阪の場合はこういった形で、学校の先生方とそして地域の ソーシャルワーカーや住民の方々が協働してこのモデル事業を展開しているというと ころは、他市にないというか、珍しい取り組みではないかなというふうに聞かせてい ただいた次第です。こどもの居場所づくりというそういった情報をご了解いただいた 上で、皆さんそれぞれの立場からこのこどもの居場所づくりということに対して、お 話、ご意見、ご感想、聞かせていただければと思うんですけども。この会議は何かを 決めるという会議ではなく、それぞれの立場から幅広いご意見を聞かせていただき、 それを事務局のほうで取りまとめて事業に展開していくという性格のものだというふ うに事前に聞いておりますので、積極的にご意見、ご感想を聞かせていただければと 思います。

門松委員、もしよければご意見聞かせていただけたらと思います。

#### 門松委員

私は、こどもの問題を中心に弁護士として活動させていただいてるんですけれども、 居場所のないこどもが非常に多いと感じておりまして、当然家庭で与えられるべき衣

食住が与えられていないこども、そういう子はやっぱり学校に行っていないケースが 非常に多く、私は問題行動が起きてからの活動が多くて、非行に走ってしまうとか、 どこで道を間違えたのかなというと、大体は居場所がない、家庭でも安心できない、 だから学習意欲がなくて、九九とか日本地図とかが全くわかっていないという感じで すね。地図を書かせてみても、沖縄の位置が変な位置になっていたりとか、本州とか 四国とか九州とかがどこにあるのかわからないとか、そういうこどもさんが少年院に 行ってしまったりする。そのようなお子さんとかかわることが非常に多いんですけど も、居場所づくりのためにさまざまな取り組みがなされているということをあまり知 らなかったというのが正直なところなんですが、その居場所があることをこどもさん 自身が知らない。だからやっぱり、虐待を受けてきて逃げ場所がなくて、家出して、 満たされない気持ちが変な方向に走ってしまったりとか。少年院とかいくような大き な問題になった子は支援の手が多少は入るんですけど、そのギリギリのラインの子と いうのはなかなか難しい。ただ、今いろいろ担当している中では、ずっと虐待を受け ていて、いつ家出しようかと考えていたけど、小学生の力じゃ何もできず、大きくな ってからやっぱり問題行動をとってしまうしかなかったような形になっているので、 そういう取り組みがされている事をこども自身が知ることができる、先ほど矢野先生 がおっしゃったように、こども食堂があるんだよ、ここは誰でも来ていいんだよと。 3 食みんなきっちり食べているとか、比較対象もなかなかなくて、そこへ行けば食べ ることができるとか、その親が知っていれば、親がしんどかったら今日は親子で行こ うとできるんですけど、親がそれを教えなかったらこどもは多分わからないし、例え ば小学校とか、中学校とか、特にSNSも持たない子たちにこういうところへ行けば いいんだよということを直接教えてあげる活動をされると、もう少し必要な人に行き 渡るということが大事になってくるんじゃないかなと思います。

# 新崎会長

ありがとうございます。門松委員は、弁護士さんとして権利擁護、本当に大きな問題を抱えてしまってから対応していただいているところなんですけど、予防的支援として幼いこどもたちに直接そういった情報が行き渡るような仕組みも必要ではないかというご意見をいただきました。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

一村委員、よろしくお願いいたします。

### 一村委員

1点はお伺いというか、21ページから事業の一覧が載ってるんですけれども、学習支援等につきましては、たぶん継続的に週に1回とか、そういう形でされておられるのかなと思うんですけれども、回数的なものがあると、予算に対する比率の割合が明確になるかなとか、学習支援につきましてもどの程度されているのかというのを少し入れていただけるといいかなと思っています。

# 新崎会長

この情報の中にですか。

#### 一村委員

はい。それをまた教えていただけるなら教えていただきたいと思います。

それと、もう1点は、居場所的なものがあっても、誰がかかわるのかというマンパワーというよりかは人の問題もあるかなと思うんです。確かに大人がかかわるメリットというか、愛情に飢えていたり、あるいは表現が乏しい、ある幼児期から本当に乏しくなっているなと思っていて、それを言葉で出せない、文章化できないので、手や足やが出たり、非行に走ってしまうようなところが見え隠れするかなと個人的に思っ

ているんですけれども、やっぱりこどもたちとかかわる上では年齢が若い人がかかわることで、見本となったりとか、体を使ってのかかわりとかで、少し違う面が見えるかなと思うんですけれども、そういう若い世代が忙しかったりしますので、その辺のかかわりというのがどうなってるかなというのがちょっと気になって、それもまたお伺いできたりするとありがたいなと思います。

以上です。

### 新崎会長

いかがでしょう。この資料かどうかわかりませんけど、回数の開示、そういったことですか。

### 一村委員

そうですね、もしわかるのであれば。

## 新崎会長

それと、若い世代、学生も含めてでしょうけれども、そういったところでどんなふうな展開をされているかということとか、わかりますでしょうか。

#### 事務局

課外学習の回数ですけれども、おっしゃるようにここに書いていないので、具体的なイメージがなかなかつかみにくいかなと思うんですけども、週2回とか週3回とかですね、区によって回数とか、それぞれに違うというのが状況でございます。先ほどおっしゃいました、より年齢が近い若い方が支援していくというようなところなんですけども、区によりましては大学生ですね、特に教育系の大学生をボランティアとして依頼して、学習支援のほうに派遣するようなことをやっているというところもある

と聞いております。

### 新崎会長

じゃあ、次回こういう会議があったら、回数ということを教えていただくということでお願いします。

## 事務局

すみません、ちょっと補足させていただきます。

# 新崎会長

はい、どうぞ。

### 事務局

大阪市の教員採用試験と、福祉職員の採用試験で、そういったボランティアに参加 した学生は、面接等で加点されるといった制度も実施しております。

# 新崎会長

なるほど。情報なんですけども、すみよし学びあいサポート事業の立ち上げに参加させていただいたんですけど、大阪市立大学の学生のいわゆるサービスラーニングという形で、1年生の授業として学習支援をやっていって、そこで興味を持った学生がボランティアとして、学習支援につなげていくという取り組みを、その当時は社会福祉協議会と行政と大阪市立大学の三者でさせていただいたり、多分一村先生のところも学生さんと柏原市の協働で学習支援をされていますが、先ほど一村委員がお話されましたように、やはり、ロールモデル、若い世代の学生がかかわることで、僕も私もこんなお兄ちゃん、お姉ちゃんになりたいなということで、学習にちょっと興味を持

ってもらうというケースを作っていこうという取り組みは、今いろんなところで展開 されているというふうにご理解いただけたらと思います。

いかがでしょう、倉光委員、よろしくお願いいたします。

### 倉光委員

失礼いたします。意見なんですけれども、私自身は保育園175名、それから学童保育111名の施設長を兼任でやってるんですけど、そこから見えてきた家庭支援の大切さといいますか、そういう経験に基づいて意見を述べさせていただきたいと思います。

こどもの貧困という問題は、学童期ぐらいから明確に出てくるかと思うんですけど も、それ以前の、就学前の乳幼児期の家庭支援の大切さというのを痛感しております。 幸いと言ったら変ですけれども、私ども保育園から学童保育6年生まで、それ以上の OB会というのを組織してまして、中高生も毎日のようにたくさん来てかかわってく れているわけなんですけども、語弊があるかもしれませんけども、やはりひとり親家 庭のご家庭での貧困といいますか、そういった問題が一番多いかなと思うんですけれ ども、保育園時代にもっとそこのご家庭に、手をかけてあげればよかったなという反 省がやはり時々あります。と言いますのも、保育園あるいは幼稚園ではお母さんとの かかわりが非常に緊密になります。学校、小学校あるいは中学校よりももっと緊密、 毎日連絡ノートのやりとりがあったり、毎日担任の話があったり、この時にもっとし っかりサポートをしてあげれたらよかったなというようなことをいつも思っていまし て、たまたま昨日職員会議でそういう話になりまして、あそこの家庭に担任だけと違 ってもう少し福祉とかかわったらどうか、というようなことを言ってたんですけど、 頑張ってちょっと接触してみますと、そういう話になるんですけども、今保育園でい いますと、保育士にとってすごい重荷になるんですね。やってくれればくれるほど、 その保育士が疲弊していく、それを私ども管理者がなかなかサポートしきれてないと

いう部分があって、結局疲弊して保育士がやめていく。そういうのが目に見えてくると、これ以上、保育士に無理を言うのもどうかなと思ったりします。仕事が終わってからそこのご家庭にちょっと様子を見に行ってきますというのも、あまり無理しなくていいというようなことを言ってしまう。だけど本来はしっかりかかわってほしいと、それがそのご家庭の将来にどれだけ影響を及ぼすかというのを痛感しているところでございます。ですから、大阪市に対して、保育園にソーシャルワーカーを配置していただくというようなことも含めまして、我々保育士、保育園、幼稚園に対してもっともっと支援をしていただいて、そういう家庭の崩壊というか、家庭支援に対するその熱意をもっともっと発揮させていただけるような体制、環境づくりをしていただきたいなというのがひとつでございます。もうひとつだけよろしいですか。

### 新崎会長

結構です。

## 倉光委員

これは、大阪市のこども・子育て会議でも申しあげたんですけども、小学校のいきいきがございますけども、小学生、地域で育まれるこどもたちと言いながら、いきいきに行って、一旦外に出たら戻って来られないんですよね。いきいきに戻ることができない。ということは、地域の例えば塾に行ったりとか、塾も今や、学習だけの機能ではないんですね。こどもたちの居場所なんです。情報交換の場所になっている。そういったところに行けない。どうしてもそれは孤立といいますか、同じ仲間とだけしかつき合えないというふうなことにもつながるんかなと思います。ですから、安心・安全の問題もあると思うんですけれども、いきいきのあり方というのにも、もう少し費用を投入してですね、大きな見方でこどもの育ちという観点から、対応していただけたらなというようなことを思っております。

## 新崎会長

はい、どうも貴重なご意見ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか、宮本委員。

### 宮本委員

大阪市PTA協議会会長の宮本でございます。

少し感想みたいになってしまうんですけども、今まで出てきたようなスマホの依存の話であったり、やはりいろいろ課題の原因はあると思うんですけども、門松委員がおっしゃられたように、こども自身にどうやって情報を届けるかというのは非常に大きなポイントじゃないかなと思うんですけども、いろんな問題の原因でPTAの立場から言いますと、保護者にも問題がある点というのは非常に多いところであるのかなと思ってます。PTA活動とかで、かかわってくれる方々というのは逆にそういう必要もない方々が多いので、そうじゃない方、そういう課題のある保護者に対してどうやって情報を届けるかというのも、一つのポイントではないかなと思っております。そこがPTA活動的には悩ましいところかなと思います。

あと、スマホの関係でいいますと、依存の話になるんですけども、最近スマホサミットという取り組みで、PTA等もかかわってやっている取り組みがあるんですけども、それは中学生がメインなんですけども、見ず知らずの中学生を集めて、スマホの取り扱いとか、スマホのいいところ、悪いところを自分たちで考えて、どうつき合うべきかというのを自分たちが考えて発表するというような取り組みをよくやられているんですけども、そういうふうに自分たちで考える機会というのも重要ではないかなというふうに思っております。

### 新崎会長

確かにそうですね、スマホが悪いという問題もありますけど、SNSはもう避けて

通れない問題なので、それを自分たちで考えていくということですね。ありがとうご ざいます。

事務局からは、有識者派遣事業ということを3年間続けられていて、今年度は申請がないというご報告をしていただいたんですけども、今までやっていた有識者派遣事業ということについて、何かご意見とかがあれば、少し議論してほしいということですが、いかがでしょうか。

このときは5人の有識者の方にかかわっていただき、こどもの居場所づくりということを進めていこうという考え方だったんですけれども、ちょっと私の意見を言わせていただくと、今区域でそういった取り組みが個々細かくやっている中で、市全体の中でこういった有識者派遣事業という形を予算化するのがいいのか、それとももうちょっと区に細分するなり、継続してできるような形の取り組みにブラッシュアップしていくのがいいのかということのご議論なんですけれども、いかがでしょう。何かこの点につきまして、ご意見とかあればと思うんですけども。

事務局のほうからは何かご提案とかあるんですか。

### 事務局

そうですね、これまでの3年間やってまいりまして、本年度についてはちょっと希望がないんですけれども、この間の貧困対策を含め、こどもの居場所づくりが進んできた。また地域で自主的に進められてきた、また区も力を入れてやられていますので、そういう動きもあるのかなというふうには考えております。今後事業を進めるにあたりご意見を参考にさせていただいた上で、検討してまいりたいなと思っております。

#### 新崎会長

その点はいかがでしょうか。また後日でもご意見をいただくという形がいいんです かね。 今の現時点でも結構なんですけど、これは有識者の方が1回行って何か会議をする とかシンポジウムをするという形なんですかね。

# 事務局

年度を通して、必要に応じて有識者の方に行っていただいています。

# 新崎会長

区の方々とお互いに。

## 事務局

はい。直接調整していただくような感じです。

# 新崎会長

担当していただいている有識者の方との協議の中で展開していくという形なんですね。ありがとうございます。 はい、倉光委員よろしくお願いいたします。

### 倉光委員

有識者いうのは、やっぱり現場のですね、今バリバリにやってらっしゃる方、問題に直面している方、こういう方を有識者として招く、これは保育の問題もそうなんですけど、必ず応募がたくさんあると思うんでね、ぜひそれもご検討いただきたいと思います。

### 新崎会長

はい、わかりました。より実践度、今のリアルな対応ができるという形で考えてい

ったらどうだろうかという意見ですね。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。この点よろしいでしょうか。

ではまた、何かご意見がありましたら、事務局のほうにご報告いただけたらと思います。

それでは、最後の議案ということで、成年年齢引き下げに伴う成人式の対象年齢について、事務局よりご報告いただきたいと思います。

### 事務局

では、成年年齢引き下げに伴います成人式のあり方について、まず資料のご説明を させていただきたいと思います。25ページ資料8でございます。

状況でございますけれども、平成30年に民法が改正されまして、令和4年の4月に成年年齢が現行の20歳から18歳に引き下げられるということになっております。そのために翌年の令和5年の成人式の対象年齢をどうするかというのが全国的な課題になっているところでございます。例えば18歳、19歳を成人式の対象にするというふうにした場合は、令和5年1月につきましては、成人式を3学年同時に成人式というような形になってまいります。その次の成人の日の制定経過でございますけれども、これにつきましては、27ページの資料8-1といたしまして、資料をつけさせていただいております。成人年齢引き下げに伴う成人式のあり方につきましては、省庁またがっての連絡会議がつくられておりまして、その資料でございます。まず、成人の日ということでございますけれども、大人になったことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝い励ますということで、祝日法に定められているところでございます。

また、成人の日が当初1月15日とされた経過につきましては、27ページの下段 に書かれているんですけれども、昔の元服が正月に最も多く行われていたということ などを考慮して定められたというふうにされております。現在はいわゆるハッピーマ ンデー法によりまして、1月の第2月曜日ということになっているところでございます。ちょっと戻っていただきまして、26ページの4番にございますように、成人式の時期、あり方につきましては、特段の法律の定めがあるわけではございませんでして、各自治体などの実施主体の判断に委ねられているというふうになっております。現在本市の成人式がどうなっているかというところでございますけれども、29ページの資料8-2に本市の成人式の実施予定状況につきまして、つけさせていただいております。基本的に各区単位で、地域の方々で実行委員会を組織されて成人の日またはその前日に実施されております。地域をあげて新成人を祝い励ますということで、式典が行われているところでございます。場所につきましては、ホテルであったり、

続きまして、国が、各自治体に対しまして、成年年齢引き下げ後の成人式の実施に関して調査した結果がございます。これにつきましては、31ページの資料8-3に載せさせていただいております。現在、成人式の対象年齢を決定しているというのは、67団体6.5%ということで、多くの自治体がまだ検討中または検討していないというような回答になっているところでございます。②の表につきましては、決定しているとする自治体の対象年齢でございますけれども、61団体、91%は現行のまま20歳というふうにしておりまして、18歳というのは2団体となっているような状況でございます。対象年齢を18歳にした理由でございますけれども、それにつきましては、民法の成年年齢が18歳に引き下げられたからというような理由を挙げております。1枚めくっていただきまして、32ページで、対象年齢を20歳または21歳にした理由でございますけれども、18歳の1月に実施すると受験と重なり、出席者が減少するからというのが一番大きな理由になっているところでございます。現在もう既に決めておられる自治体でございますけれども、26ページに戻っていただきまして、京都市につきましては、政令市の中では唯一20歳で実施するということで、表明をされております。その他の近隣の自治体としましては、豊中、枚方、奈良、西

宮、このあたりが20歳ということで表明をされている自治体でございます。20歳 以外は大分県国東市ということで把握をしております。

続きまして、国をはじめ、いくつかの団体が成人式のあり方について、アンケート調査を実施しておりますので、そのご紹介をさせていただきたいと思います。33ページ、資料8-4でございます。これは内閣府が昨年の11月から12月にかけて全国の16歳から22歳までの3,500人、それから40歳から59歳までの1,500人を対象にいたしまして、アンケート調査を実施をしております。回収率は16歳から22歳で51%、40歳から59歳で63.9%の回収率になっております。この結果によりますと、16歳から22歳に聞きますと、成人式の対象年齢については20歳がよいとするのが71.8%というふうになっております。以降18歳のほうがよいというのは18.9%というような結果でございます。一方、その横は40歳から59歳の方に聞いた結果でございますけれども、20歳のままだというのが55.1%、18歳は34.4%というような状況でございます。

その下の円グラフは実施時期でございますけれども、実施時期も1月というのがど ちらも多い結果になっております。16歳から22歳で63.4%、40歳から59 歳で55.8%というような結果でございます。

1枚めくっていただきまして、34ページでございますけれども、これにつきましては、全国高等学校 PTA連合会が各 PTAの会長にアンケートをした結果でございます。 20歳とするのは、53.7%ということになっております。その下は日本財団が昨年 12月に、全国の17歳から 19歳の方を対象に実施した調査でございまして、その結果によりますと、20歳のままがいい方が 74%という結果になったというところでございます。一方、18歳は 23.9%というようなアンケート結果となっております。

最後に、20歳を選択した理由につきましては、18歳は受験に重なるという理由 が最も多くて、あと就職の準備があるとか、18歳であっても進学のため金銭的に余 裕がない時期であるというような回答もありました。本市におきましても、この成人式における対象年齢のあり方につきましては、本日のこの協議会におきまして、委員の皆さんのご意見を賜りながら検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

### 新崎会長

はい、わかりました。ありがとうございます。今回は今のご説明のとおり、決定するのではなく、皆さん自身が大人、成人式の意味ってどういうことなんだろうかとか、今行われている成人の日のつどいのあり方、対象年齢について、それぞれのお立場、それからご意見をお聞かせいただければと思うんですけども、いかがでしょうか。はい、では富士原委員よろしくお願いいたします。

### 富士原委員

失礼いたします。青少年福祉委員の冨士原といいます。

市内の成人の日の記念つどいの運営母体を担っておりますのが、青少年指導員とそれをフォローする青少年福祉委員が主になっております。この18歳への引き下げの問題の中で一番大きな問題は、一年間だけですけども、3学年合同にするということにすると、まず物理的に無理な区がほとんどでございまして、1年限りと言いながらも、それをクリアするという方策がちょっと考えられないと。民法が変わったからといっても、飲酒などは20歳のままであり、成人式を18歳にする意味が我々のほうではあまり現実的ではないということでございます。

#### 新崎会長

ありがとうございます。具体的に、実施していただいている方からのお話でした。 いかがでしょう。あと何かその他つどいのことにつきましてとか、成人式というとこ ろで、18歳がいいという方もいらっしゃいませんか。そしたら今、お話しいただきましたように、最初の年にちょっと問題があるということは、ほかの意見のところにも出ていましたので、皆さんそれぞれのご意見がないようでしたら、事務局のほうで検討していただいて、決定はお任せしたらいいということですか。

# 事務局

そうですね、またこれから市の中でも議論したり、進め方について検討してまいり たいと思っております。

### 新崎会長

はい、わかりました。ありがとうございます。そういった中で本当に熱心に青少年 指導員の方、青年福祉委員の方が取り組んでいただいているということで、18歳、 20歳いずれに決まったとしても、各区で今実施していただいているいわばお祝いを する気持ちやそれから青少年にかける思いというのも有意義な行事になるようにご検 討いただければと思います。

ということで、今回の予定しました議事は以上です。新崎の拙い司会で皆さんに十分ご意見をお伺いすることができなかったかもしれませんけれども、全体を通して何かご意見とかご質問ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

西村委員、お願いします。

# 西村委員

全体を通してですけど、私たち家庭裁判所では、非行をした少年や離婚というような家庭の中で課題を抱えたこどもたちを見てきています。行動化する子は非行に、行動化しない人は引きこもっていく部分があるのかもしれません。非行をした少年で社会とのつながりが薄いと、健全な大人とかかわったり、対人関係が持てない子には自

分の効用感を高めたり、人との関係でのスキルを学べるようなプログラムを用意した りしています。清掃活動もそうですし、先ほどの学習支援も行っています。効果があ って、その中で社会や人とのつながりを意識するということは、先ほどロールモデル のお話もされていましたけれど、私どもがしているのと同じようなことをやっていた だいており、非常に心強く感じています。ただ気になったところを言いますと、器は いろいろ作るけれど、そこに本当に内発的な動機を持って参加してもらえているかと いうことです。いろいろな類型の食堂を作って工夫されていて、すごいなと思う一方 で、居場所をつくっても、貧困対策で食堂をつくっても、そこにどう乗せていくかが 鍵になります。実際には地域のネットワークでスクリーニングシートを使ってやって いるということでした。そうするとマスで色々器を作っている部分と、一人一人のこ どもの個性とをつなぐところが充実しないと、この施策というのは本当の意味で一人 一人が満足するようなものにならないんじゃないかと思います。ネットワークをフル に活かせるようなものにしたり、いろいろな取り組みをするには、そこで必要になる 知識やスキルというのが出てくると思います。そのニーズを皆さんの中に準備性とし て持っていただいていたら、あの先生を呼んで学びたいとか、この先生をここに活か したいというのがきっと出てくるはずだと思います。有識者派遣がなかなか望まれて いないというのは、ちょっと寂しい気がします。こどもたちのエンパワーメントをす るにはいろいろな技術がいりますので、支援する皆さんがパワーアップできるような 施策を練っていただければと思います。

# 新崎会長

どうも貴重なご意見ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

一村委員。

# 一村委員

今学習支援事業、実は本学の学生がサポートさせていただいてるんですけれども、 学習支援と居場所づくりというか生活支援とが一緒にということで柏原市からもお話 をいただいてるんですが、それがどうしてもどっちつかずになりますので、今おっし やっていただいたちょっと違う目線でつなぐ役割というか、居場所を事業として何か できるものがあったら、学習支援は学習支援、居場所は居場所ということで、視点を 変えてやれたらいいなというのがありますので、またそれも議論いただけたらなと思 います。

もう1点、本当に率直な感想で、青少年指導員の方と福祉委員の方の女性の割合が やっぱり少ないなという気がしてますので、いろいろ家庭の事情、物理的にあるんで しょうけど、もう少し女性の委員の増加ができればいいかなと思いました。

以上です。

#### 新崎会長

ありがとうございます。他はよろしいでしょうか。

皆さんのご協力で積極的な議論の場になることができました。ありがとうございます。それでは、皆様の出していただいた意見を活かしながら、大阪市においては青少年の健全育成ということで、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

それでは、本日の議事はこれで終わりたいと思います。議事進行への熱心なご協力、 どうもありがとうございました。お疲れさまでした。

—閉会—